

フルハーネス型安全帯使用 特別教育開催のお知らせ

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

墜落および転落による災害防止をより促進するために、2019年2月1日以降、一定の作業においてはフルハーネス型の安全帯を使用しなければならなくなりました。あわせて特別教育の受講も義務付けられました。

東京土建技術研修センターでは、下記の日程で「フルハーネス型安全帯使用特別教育」を実施いたします。多数の申し込みが予想されますので早めの受講をおすすめいたします！

今回の法改正のポイント

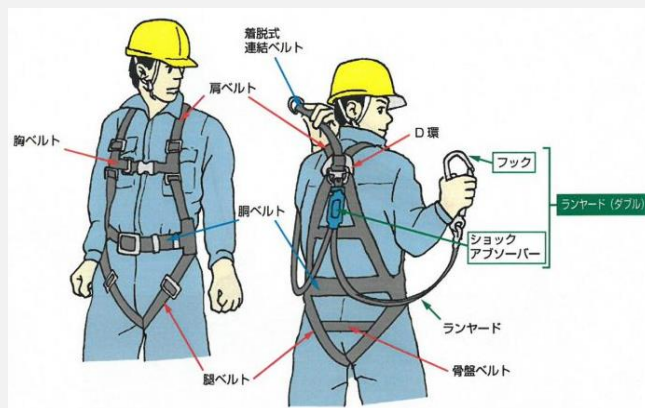
- POINT①
 - 「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に変更されました。
 - 従来の安全帯のうち「胴ベルト型(U字つり)」は、墜落制止用器具から除かれました。
- POINT②
 - 墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則！
 - ただし、高さ6.75m以下の作業は「胴ベルト型」を使用できます。
- POINT③
 - 該当業務を行うものは、特別教育を受講しなければなりません。
 - ただし、一定の条件のもとに教育の一部を省略することが可能な場合があります。



来年2月1日
から改正！

特別教育の日程

2018年11月20日(火)	9:00 - 16:20
2018年11月28日(水)	9:00 - 16:20
2018年12月6日(木)	9:00 - 16:20
2018年12月12日(水)	9:00 - 16:20
2019年1月23日(水)	9:00 - 16:20
2019年1月29日(火)	9:00 - 16:20



会場：東京土建技術研修センター

(東京都豊島区池袋1-8-6)

受講料：8,000円

申し込み方法：

所定の申込書にご記入のうえ、写真(3cm×2.5cm)1枚と受講料、その他必要書類を揃えて下記の東京土建文京支部までご提出下さい。

注) 東京土建に未加入の方は、事前に組合までご相談ください。



問い合わせ先：東京土建一般労働組合文京支部 (担当：中島)

住所：文京区千駄木2-23-7 TEL:03-3827-5561 FAX:03-3827-2068